

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴うため。

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和6
年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「、又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。